

改正後

第十四条 [略]

2 館は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が行政機関情報公開法第五条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（館の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第十八条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一〇五[略]

3 館は、特定歴史公文書等であつて法第一六条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして同法第八条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、外務大臣に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知して、法第一八条第3項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。

一〇五[略]

4 館は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与え

改正前

第十四条 [略]

2 館は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が行政機関情報公開法第五条第1号口若しくは第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第十八条第2項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一〇五[略]

3 館は、特定歴史公文書等であつて法第一六条第1項第1号ハ又はニに該当するものとして同法第八条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、外務大臣に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第一八条第3項に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。

一〇五[略]

4 館は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与え

られた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第十八条第4項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

第十五条

1 3 [略]

4 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から六十日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館は、利用請求があった日から三十日以内（第十条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。

一 二 [略]

備考 表中の「」の記載及び全体に付した傍線は注記である。

られた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館は、その決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法第十八条第4項に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

第十五条

1 3 [略]

4 館は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から六十日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、館は、利用請求があった日から三十日以内（第十条第5項の規定による補正に要した日数を除く。）に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 二 [略]